

## 春日井市事後審査型制限付き一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、入札後に入札参加資格の確認を行い、落札者を決定する事後審査型制限付き一般競争入札（以下「事後審査型一般競争入札」という。）を実施するに当たり、春日井市制限付き一般競争入札実施要綱（平成13年4月1日施行。以下、単に「一般競争入札実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 事後審査型一般競争入札の対象となる案件は、一般競争入札実施要綱第2条に規定する案件のうち、設計金額が150,000,000円未満のものであって、春日井市入札業者審査委員会（以下「委員会」という。）において決定したものとす。

(入札参加申込み)

第3条 事後審査型一般競争入札に参加することを希望する者は、事後審査型制限付き一般競争入札参加申込書（第1号様式。以下「参加申込書」という。）を所定の期日までに提出しなければならない。

(資格確認申請書等)

第4条 事後審査型一般競争入札に参加する者は、入札執行時に、参加申込書の控並びに入札公告に示された事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（第2号様式）及びその添付書類（以下「確認申請書等」という。）を提出しなければならない。

(資格の確認及び落札者の決定)

第5条 市長は、入札書により入札価格の低い者から順位を決定し、入札価格の低い者から順に入札公告に示す入札参加資格の確認を行い、最初に資格を有すると認められた者を落札者と決定するものとする。

2 落札者以外の者に係る入札参加資格の確認は、確認申請書等を提出した日から起算して2日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に行うものとする。

3 市長は、第1項及び前項の確認による事項を委員会に報告するものとする。

(落札決定の通知等)

第6条 市長は、前条第1項の規定により落札者を決定したときは、当該落札者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の確認の結果、入札参加者が入札参加資格を有していないことを確認したときは、当該入札参加者に対して事後審査型制限付き一般競争入札参加資格不適合通知書（第3号様式）によりその旨を通知するものとする。

- 3 前項の通知を受けた者は、同項の通知を受けた日から起算して5日(日曜日、土曜日及び休日を除く。)以内に、その理由について市長に書面により説明を求めることができる。

(雑則)

第7条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。